

発議第2号

議員派遣の件について

上記議案を地方自治法第100条第13項及び、みなかみ町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年6月4日 提出

みなかみ町議会議長 小林 洋

議員派遣の件

次のとおり、議員を派遣する。

1. 台南国際マンゴーフェスティバル

- (1) 目 的 国際交流推進に資するため
- (2) 派遣場所 台湾 台南市
- (3) 期 間 令和8年6月26日（金）から4日間
- (4) 派遣議員 牧田直己

令和8年第3回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第1号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	高崎市島野町 758-2 政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める群馬県民の会 上田寿江	令和8年2月10日 総務文教厚生常任委員会
	【陳情趣旨】 全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。 この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。 「ハラスメントから職員を守る群馬県民の会」は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、群馬県内の全市町村に対し陳情を提出し、その結果、沼田市、甘楽町で採択され、桐生市・渋川市では調査を実施して、大きな改善が見られました。 桐生市では、回答した管理職員の57%(113人)が市議会議員から政党機関紙勧誘を受けており、そのうち56%(63人)が心理的圧力を感じたとの、公共機関にあるまじき実態が明らかになりました。 全国のアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。 新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました(令和7年8月)。 この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。 また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした(令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参		

照)。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。従来から課題として認識されてきた側面はありますが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、貴議会として早急な確認をお願い申し上げます。

〈陳情項目〉

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。

2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

令和 8 年第 3 回(6 月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番 号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 趣 旨		付 託 委 員 会
陳 情 第 2 号	mRNA ワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書	群馬県佐波郡玉村町五料 941-6 群馬県有志の会 代表武井俊樹 会員 121 名	令和 8 年 2 月 1 0 日
	【陳情趣旨】 新型コロナワクチンは、mRNA ワクチンであり、以下 5 点の現状から安全なワクチンであるとはいえません。ワクチンは健康な人に接種するものであり、過去にあったワクチン副反応被害に対する当時の厚生労働省の対応に鑑みても、mRNA ワクチンは、接種事業中止が妥当な判断であると考えます。 ① 新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数(2026 年 1 月 26 日時点)は、累計進達受理件数認定数 14,796 件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数 1,063 件となっています。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei_127696_00006.html) ② 心筋炎をはじめ多数の疾患が、日本国内においてコロナワクチン接種後、急に発症した疾患として、医学学会で報告されています。(https://vmed.jp/2665/) ③ 市民による全国の自治体への情報開示請求において、新型コロナワクチンによる健康被害の実態が可視化されています。 (https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/horne.php) そこには、全国 139 の市区町村からの 4,700 万件(2026 年 2 月 2 日現在)を超えるデータがあり、新型コロナワクチン接種当日または翌日の死亡者は 645 人(内、19 歳未満 2 人)となっています。これは全国の総接種回数 4.3 億回(436,193,341)のうち、約 11%に相当する接種記録です。 ④ 群馬県有志の会には、新型コロナワクチン接種後の体調不良などの声も届いております。例えば、新型コロナワクチン 2 回目接種後に下肢が変色し、現在も右の画像のような状態の方もおられます。 ⑤ 福島県喜多方市では、令和 7 年 12 月 11 日に「mRNA ワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止を求める意見書」を提出することの陳情が採決され、可決採択されています。 当会の「mRNA ワクチンと HPV ワクチンの中止を求める署名」では 1,986 筆が集まっています。 みなかみ町議会におかれましては、町民の命と健康を守るために、迅速かつ適切なご対応をお願いいたします。 陳情事項 (1)憲法第 16 条に基づき以下の内容を陳情する。 国会及び関係行政庁に対し、「mRNA ワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業の中止を求める意見書」を提出すること。		

